

基礎確立し今々電燈料金ノ値下ヲサントスルノ好
況ニ至レルニテ不拘我等従業員ノ労働條件ノ取
扱ノ上ニテ待遇ノ上ニテ更ニ改善セラルル所ナク
諸物價ノ低落リ名ノミニシテ生活ニ要スル日用
品ノ小賣値段ノ殆ント低下スル所ナク我等ノ
生活状態ハ絶ヘス不安ニ感服ハレワ、アル現状ニ
鑑ミ電業員組合一同協議ノ結果此ノ際規定
ナドケ希項ヲ要求スルノ止ヲ得サルニ至レリ

要求條項

- 一 電業員組合ノ団体交渉權ヲ確認スルコト
- 二 現在會社ノ經營スル給品部ヲ廢止シ丸託條
件ノ下ニ購買部ヲ新設スルコト

- (イ) 會社ノ直屬事業トシテ日用品購買部ヲ設置スルコト
- (ロ) 購買部事業ニ従事ス(オキセ員並ニ役員ハ電業員
組合ヨリ委任スルコト
- (ハ) 購買部ニ於ケル物品ノ販賣方法ハ全部原價ヲ以テ
シ掛賣制度トナスコト
- (ニ) 購買部ニ要スル一切ノ經營ハ會社ノ負担トスルコト
- 三 従業員ニシテ陸海軍籍ニアルモノニ對シテハ丸託ノ
取扱ヲナスコト
- (イ) 現役ニ採用セラルタル者ハ入營若クハ入團後ニ
週召ハ欠勤者トシテ認めザルコト
- (ロ) 入營入團決定シテ退職シタルモノニ對シテハ其ノ
勤続年數ニ應ジ一月ニ對シ二日ノ割合ヲ以テ
日給ヲ積算シタル金額ヲ給與スルコト